

【利用区分ごとの各施設使用料】

利用施設								
利用区分	利用時間 開始時間～終了時間	4階	3階					
		多目的ホール	会議室A	会議室B	会議室C	和室	調理工作室	調理設備
午前	9:00～12:00	2,000円	900円	400円	300円	900円	600円	1,000円
午後1	13:00～15:00	2,000円	900円	400円	300円	900円	600円	1,000円
午後2	15:15～17:15	2,000円	900円	400円	300円	900円	600円	
夜間1	17:30～19:30	2,500円	1,100円	500円	400円	1,100円	700円	1,000円
夜間2	19:45～21:45	2,500円	1,100円	500円	400円	1,100円	700円	
全日	9:00～21:45	9,900円	4,400円	1,900円	1,700円	4,400円	2,900円	3,000円

※利用時間には、準備と後片付けの時間を含みます。

※同じ施設は、連続した利用区分を続けて使用できます。使用料は、区分ごとの使用料の合計額です。

注意事項

〈利用申請時の注意事項〉

- ・「利用申請書」を提出する際、予定人数を必ず記入してください。施設の定員を超えた利用はできません。
- ・利用目的は具体的にご記入ください。施設により利用制限があります。
- ・貸出を希望する機材、物品等がありましたら、事務局に連絡してください。
- ・登録している会員以外を含む利用に際しては事務局にお問い合わせください。

〈利用当日の注意事項〉

- ・ご利用前に必ず、4階事務局にて「利用承認書兼領収書」を提示して受付を済ませ、「施設利用報告書」をお受け取りください。
- ・インターネット利用申請の方は、利用開始前までに使用料を納付して受付を済ませ、「施設利用報告書」をお受け取りください。
- ・受付終了後、入室してください。
- ・ドアは必ず閉めて、ご利用ください。
- ・利用時間内で、準備・後片付けを行ってください。
- ・各部屋に備え付けの机や椅子を移動した場合、利用時間内に元の状態へ戻してください。
- ・利用終了後は、記入済みの「施設利用報告書」を4階事務局に提出してください。
- ・通路の壁や案内板への掲示等は、お控えください。
- ・貴重品及び持ち物は、ご自分で管理してください。

…ご利用には登録が必要です…

登録のご案内

地域住民によるコミュニティ活動を目的とし、以下の登録できる要件をすべて満たしている団体は、団体登録ができます。

〈登録できる要件〉

- ① 会員の過半数が新宿区内に在住していること
- ② 会員数が5名以上であること
- ③ 代表者または責任者が明確で、かつ新宿区民であること
- ④ 規約・会則に基づく運営と活動を行っていること
- ⑤ 入会および退会が自由であること、さらに次のいずれの団体にも該当しないこと
 - ・主に物品販売その他の営利行為を行う団体
 - ・主に特定の政治団体の利益のために集会を行う団体
 - ・主に特定の宗教団体の利益のために集会を行う団体

団体登録をすると、施設を登録団体使用料で利用できます。

また新宿区内の他9地域センター（四谷・牛込筆筈・榎町・若松・戸塚・落合第一・落合第二・柏木・角筈）の施設も登録団体使用料で利用できます。

登録方法は、以下の必要書類を揃えて、団体の代表者が事務局にて申請してください。その際、代表者の住所を確認できる書類（運転免許証・健康保険証など）が必要となります。

〈必要書類〉

① 団体登録申請書

※申請書は事務局にて配付しているほか、大久保地域センターホームページからもダウンロードできます。

② 規約・会則

③ 会員名簿（氏名・住所）

※特定非営利活動法人の場合、「団体登録申請書（特定非営利活動法人用）」と「新宿区NPO法人登録証」の写しが必要となります。

登録申請を受けた後、10日程度の審査を通りましたら、8ケタのID番号を記した登録証を発行します。

※「新宿区立地域センター受付システム」サイトの「利用者専用ページ」内「パスワード等の変更」ページにて、メールアドレスの登録をお願いします。

… ご利用には利用申請が必要です …

利用申請のご案内

〈利用申請できる期間〉

利用する月の前々月の第1土曜日(1月は第2土曜日)を受付開始日とします。

- ・センターでの利用申請は、受付開始日から当日までです。
- ・インターネット申請と電話による仮予約は、受付開始日の翌日午前9時から当日までです。

〈利用申請の受付方法〉

- ・先着順です。
- ・受付開始日に限り、午前9時から9時30分まで、大久保地域センター登録証を持参された団体を対象にして一斉受付を行い、申請が重なった区分のみ抽選を行います。
- ・一斉受付当日は上記時間以外では受付できません。
- ・団体登録したセンター以外の一斉受付に参加する場合は別途手続きが必要となります。

〈利用申請・予約をする方法〉

窓口での利用申請

- ・事務局窓口での利用申請は、登録証を提示のうえ、登録団体用の利用申請書に使用料を添えて、お申込みください。

インターネットでの利用申請

- ・インターネットでは、新宿区内10の地域センターすべての利用申請ができます。その場合、使用料は利用するセンターの事務局窓口にて利用開始前までにお支払いください。利用区分 **夜間2** のお支払いは、防犯の都合上、午後8時までにお申し込みください。

電話で仮予約

- ・電話では、新宿区内10の地域センターすべての仮予約ができます。利用するセンターへ直接、連絡してください。その場合、使用料は、利用するセンターの事務局窓口にて予約日から翌日午後8時までにお支払いください。お支払いがなかった場合、仮予約は失効します。

一斉受付での予約

- ・受付開始日に行う一斉受付では、利用申請の予約ができます。その場合、使用料は、その月の25日午後8時までにお支払いください。お支払いがなかった場合、予約は失効します。

〈利用申請できる回数について(大久保地域センターの場合)〉

上記の利用申請ができる期間内、利用区分1区分を1回とします。

- ・受付開始日に行う一斉受付において、4回まで利用申請できます。一斉受付に限り、会議室A・会議室B・会議室C・調理室においては、**午後1**と**午後2**または**夜間1**と**夜間2**の2区分連続を1回として利用申請できます。
- ・受付開始日の翌日午前9時以降、さらに4回追加申請できます。ただし、一斉受付にて2区分連続を4回、利用申請した団体は受付できません。
- ・受付開始日の翌月1日以降、さらに8回追加申請できます。

〈例えば〉

- 一斉受付で会議室Aを**午後1**・**午後2**と**夜間1**・**夜間2**、さらに、会議室Bを同様に4区分を利用申請をした場合。この時の利用申請は4回8区分となりますので、翌日の追加申請はできなくなります。

〈利用申請の変更をする方法〉

1申請につき1回限りです。事務局窓口にて申請した利用日の開始時間前までに「利用変更申請書」を提出してください。利用区分 **午前 の変更は、開始時間が開館時間であるため、前日午後8時までにお申し込みください。インターネット・電話では受付できません。**

- ・使用料納付済の場合、「利用承認書兼領収書」を必ず持参してください。変更により差額が生じましたら、増額分の徴収または減額分の返還をします。返還の際は申請者の印鑑が必要となります。
- ・インターネット申請で使用料未納の場合、変更時に使用料をお支払いください。

〈利用申請の取消をする方法〉

事務局窓口にて申請した利用日の開始時間前までに「利用取消申請書」を提出してください。利用区分 **午前 の取消は、開始時間が開館時間であるため、前日午後8時までにお申し込みください。電話では受付できません。ただしインターネット申請し、使用料を支払っていない場合には、利用日の7日前までに限りインターネットより取消申請ができます。**

- ・使用料納付済の場合、「利用承認書兼領収書」と申請者の印鑑を必ず持参してください。納付済使用料の全額返還をします。ただし開始時間を過ぎた際は返還できません。
- ・インターネット申請で使用料未納の場合、開始時間前までの「利用取消申請書」の提出または利用時間内に使用料納付を行わなかった際はインターネット申請が一定期間できなくなる等のペナルティが課されます。